大和市議会議員　　虹の会
おおなみ　修二
2017年9月議会の報告
大和市西鶴間5-22-6　　TEL　263-0578

大和市立図書館の入っているシリウスが開業し、毎日おおぜいの来訪者でにぎわっています。素晴らしい施設ですが、利用上改善の余地があります。市民がもっと使いやすいサービスを提案していきたい。　**大波　修二**

大和市立図書館のサービスの充実を
―公立図書館の指定管理者制度にもっと関わりを―

大波質問　指定管理者制度は、地方公共団体が設置する文化施設などの公の施設の管理運営を、株式会社やＮＰＯを含む民間事業者に行わせることのできる制度です。最近の総務省調べでは、図書館に関しては、持続性や安定性、専門職員の確保、育成、他機関との連携など、さまざまな困難が直面をしているため、７割以上の自治体が考慮していないようです。公立図書館は、住民が持っている基本的な権利やさまざまな要求に応えるために、地方公共団体が設置するものであり、乳幼児から高齢者まで住民全てが生涯にわたる自己教育に資するとともに、情報を入手し、地域文化の創造に資することを目的にした教育機関です。利用においては公平な権利を持っており、人種、信条、性別、年齢やその置かれている条件等によって、いかなる差別もあってはならないと定めています。この図書館法の基本方針を貫徹し、市民の権利を確実に担保し、図書館の大きな精神と使命を実現させなければなりません。昨年指定管理者制度で開業した大和市立図書館は、目をみはる入館者数を達成し、市内外から驚きの目で見られ、高い評価を受けています。指定管理者の仕事の作業量も想定していたより増加し、業務への影響もあると思います。市民サービスを低下させないよう方針と実践、市民の多様なニーズ、市との連携、指定管理者の研修・スキルアップなどについて尋ねます。図書館の利用状況や指定管理者の自主事業について、また利用上のルールについても尋ねます。

市答弁　利用者の意見等については、市と指定管理者で共有し、その一部はシリウスのホームページや広報紙で紹介している。両者間では定期的に担当者会議を持ち、施設運営の改善に向け協議を重ね、両輪となり、よりよい施設運営を目指している。現在シリウスでは約１９０人のスタッフが従事していて、今後も高いレベルのサービス提供を目指し、民間ならではのスタッフ研修などに努めてもらうよう考えている。シリウスが開館してから８月末までの１０カ月間で、新規登録者数は１万７２４８人、貸出者数は２１万３５２２人、貸出冊数は５６万８７３５冊となっている。旧図書館の同時期の統計に比べ、新規登録者数は約８、９倍・貸出者数は約２、４倍・貸出冊数は約１、５倍である。指定管理者の自主事業は、４階の健康テラスで毎日健康に関連する講座の開催と、毎週１回子どものためのおはなし会などを実施している。また、電源や有線ＬＡＮを備えた有料ラウンジとその他の閲覧席では、サービスを明確に分けることでさまざまな使い方を提供していきたい。利用者をルールで縛るのではなく、マナーによってお互いに気持ちよく利用いただくことをモットーとしている。

大波意見・要望　図書館に行って本を読んだり、調べ物をする時、メモとパソコンは必需品です。有料の席に行かないと電源は使えないなど、図書館の平等性、使命からの逸脱と思われる点や、指定管理者の運営について、市がしっかり関わって、市民のための図書館づくりを考えてほしい。

有料ラウンジ

大和市立図書館が入っている施設「シリウス」

厚木基地の騒音軽減に力を

大波質問　今年９月、厚木基地で５年ぶりに行われた米空母艦載機による陸上空母離着陸訓練、ＦＣＬＰには、少なくとも９００件を超える苦情が、基地近隣の１０の自治体と県に寄せられました。この爆音の訓練時間は、４日間で約２２時間３０分続き、約１６３４回鳴り響いたと言われています。昨年の１２月８日、第四次厚木基地爆音訴訟で最高裁判決は、軍事の公共性・広域性を優先し、憲法の番人の最高裁みずからが憲法の原理である平和主義、基本的人権の尊重を軽視したものでした。航空機の飛行差止めについては、第一審の横浜地裁と第二審の東京高裁が軍事基地裁判で初めて自衛隊機の午後１０時から翌朝午前６時までの差しとめを認めましたが、最高裁は認めませんでした。近年有害なのは爆音だけではありません。航空機からの低周波音被害が拡大しています。低周波音は、人間の心や体に大きな影響を与えるといわれ、第四次厚木基地爆音訴訟第一審判決で、厚木飛行場に離着陸する航空機が苦情発生の原因になり得る高いレベルの低周波音を発生しているということが示されています。市長の見解と低周波測定器導入など市の考え方、爆音解消に向けた今後の取り組みについて尋ねます。

市答弁　市民は長年厚木基地の騒音被害に苦しんでおり、昭和５１年の提訴以来、四次にわたり航空機の飛行差し止めや騒音に対する損害賠償等を国に求めていて、騒音状況が深刻であると認識している。この８月には第五次の訴訟が提起されたが、基地負担の軽減に向け、取り組みを全力で進めていく。航空機から生ずる低周波音は、測定方法や人体への影響、調査研究等が進められている途上の分野であり、機材等の導入は考えていないが、把握に努めていく。

大波意見・要望　住民団体６０６３名が８月４日、横浜地方裁判所に第五次の提訴をしました。「爆音を何とかしてほしい。静かな夜を返してほしい」という人間として当たり前の要求です。市はこの裁判の闘いを、ぜひ支援していただきたい。

第五次厚木基地爆音訴訟を提訴

いじめの実態と対策

大波質問　いじめは基本的人権の侵害で、対象となった児童は心身的な苦痛を感じています。暴行、傷害、恐喝や、使い走り、罪のなすりつけ、無視、仲間外れなどいじめにはさまざまなケースがあります。その結果死を選ぶこともあります。いじめは２０１５年、全国で２２万５０００件あり、中学１年生が一番多くて３１％、小学２年生が２８％、小学３年生で２７％です。子供たちの重大な成長過程でのいじめは、絶対に許してはならないのです。いじめる側は他人の心の痛みを認識しない、相手の個性を尊重する意識が薄いと言われています。いじめをなくすためには、子供たち全体を取り巻く社会環境を同時に考えていかなくてはなりません。簡単に解決できるものではありませんが、粘り強く対処していく必要があります。大和市のいじめの実態と早期発見、相談体制、保護者に対する働きかけ、子供たちの健全な成長に必要なことなど尋ねます。

市答弁　いじめ問題への対応は非常に重要な課題です。現在の子供たちは、人とかかわりたいという意欲そのものが低いことから、問題が生じ解決に困難さを感じていると思われる。子供たちが健全に成長していくためには、子供たちが安心し、充実感を得られる場所の提供、子供たちが主体的に行動して取り組む活動を通して、喜びを感じられる経験が必要と考えている。２８年度の問題行動等の本市の独自調査では、いじめの認知件数は３２８件であり、冷やかしやからかい、悪口が５５％と半数以上を占め、仲間外れや無視が１６％、遊ぶふりしてたたくが１３％となっている。小学校低学年からはじまり、小学校６年生でピークとなり、中学校２年生を過ぎると減少していく。早期発見のため、教職員全員が組織的に対応し、児童生徒が安心して相談できる信頼関係づくりが大切である。教育委員会では、リーフレットの配付、フォーラムの開催をしている。

大波意見・要望　いじめがいかに残酷な行為であるかを理解させることと、子供からのサインを見逃さないことが極めて重要です。十分配慮して正しい対処で努力してほしい。

いじめの早期発見を！